

議案第16号 交野市消防関係手数料条例の一部を改正する条例について

議案書51P～ 59P

1. 条例改正の目的

地方分権推進計画に基づく手数料の標準額の見直しに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が、令和6年4月1日に一部施行されることから、交野市消防関係手数料条例について所要の改正を行うもの。

2. 条例改正の内容

別表第4に、高圧ガス保安法第5条第1項の規定による高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査のうち、同項第1号の規定に該当する移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもので、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を受けた場合は、審査に係る手数料を「6,000円」とする項目を追加する。

3. 施行期日

令和6年4月1日

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和6年3月定例会

	議案の 件名	議案第16号 交野市消防関係手数料条例の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画・事業・ 条例 その他（ ）		
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉				
地方自治法第227条の規定に基づき、特定の者のためにする事務について徴収する手数料のうち、消防事務に関するものについて定めたもの。		他市（近隣市）消防本部においても同様の改正を予定している。				
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）				
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉				
地方分権推進計画に基づく手数料の標準額の見直しに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が、令和6年4月1日に一部施行されることから、交野市消防関係手数料条例について所要の改正を行うもの。						
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉				
地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が令和5年12月6日に公布（令和6年4月1日に一部施行）		まちづくりの目標 政策分野または経営方針 施策	目 標	3 みんなが助け合い、安心して住み続けられるまち		
			分野・方針	1 2 消防・救急		
			施 策	火災予防の推進		
		○その他の計画（該当する場合のみ）				
〈市民参加の状況〉		計画名称				
有・ 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）		策定年度				
		計画期間				
		〈政策等の実施時期〉		令和6年4月1日		
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）		
		消防本部	予防課	有 ・無 新旧対照表等		

交野市消防関係手数料条例（平成24年条例第18号）新旧対照表

新				旧			
別表第4 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下この表において「法」という。）関係手数料				別表第4 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下この表において「法」という。）関係手数料			
事務	区分		金額	事務	区分		金額
1 法第5条第1項の規定による高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査	(1) 法第5条第1項第1号に該当する者（移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をする者を除く。）	(略)	(略)	1 法第5条第1項の規定による高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査	(1) 法第5条第1項第1号に該当する者（移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をする者を除く。）	(略)	(略)
	(2) 法第5条第1項第1号に該当する者で移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適		6,000円				

新				旧			
		正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査に限る。）					
		(3) 法第5条第1項第1号に該当する者で移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査を除く。）	(略)		(2) 法第5条第1項第1号に該当する者で移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの	(略)	(略)
		(4) 法第5条第1項第2号に該当する者	(略)		(3) 法第5条第1項第2号に該当する者	(略)	(略)

新				旧			
2 ～ 4	(略)			2 ～ 4	(略)		
5	法第20条第1項の規定による高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の完成検査	(1) (略)	(略)	5	法第20条第1項の規定による高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の完成検査	(1) (略)	(略)
		(2) 法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたもの				(2) 法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたもの	
		(3) (略)	(略)			(3) (略)	(略)
6 ～ 9	(略)			6 ～ 9	(略)		
備考 (略)				備考 (略)			